

令和7年度熊本地方労働審議会 第1回家内労働部会 議事録

- 1 日時 令和7年11月21日(金) 15時00分～16時00分
- 2 場所 熊本地方合同庁舎A棟1階 共用大会議室
- 3 出席者
(公益代表委員) 高山委員、西村委員、山下委員
(労働者代表委員) 乗富委員、山本委員
(使用者代表委員) 安樂委員、永田委員、松本委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官

4 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出並びに会議の公開について
- (2) 熊本県最低工賃及び熊本県和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果等について
- (3) 熊本県和服裁縫業最低工賃の改正の必要性について
- (4) その他

5 議事内容

補佐

ただ今から、令和7年度熊本地方労働審議会、第1回家内労働部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、地方労働審議会に引続き、御出席いただきましてありがとうございます。

部会長選出まで司会を務めます賃金室の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。まずは定足数の報告です。公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名で、委員総数9名中8名の委員に御出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項「委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上の出席が必要」の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、お手元の資料の確認です。資料1から資料6及び参考資料を1から8まで準備しております。不足がある場合は後程でも結構ですのでお申し付けください。

次に、当専門部会の委員についてです。お手元の参考資料1を御確認ください。皆様のお名前を記載してございます。なお、委員の紹介につきましては、この書面により紹介に代えさせていただければと存じます

それでは議題に入らせていただきます。

議題1「部会長及び部会長代理の選出並びに会議の公開について」です。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条4項の規定により「部会長は、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選出することとされております。このことから、公益代表委員で事前に調整をしていただき

「高山委員」を推薦していただいておりますので、これより、採決による部会長選出を行わせていただきたいと思います。

それでは部会長を高山委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(高山委員を除く委員全員挙手)

補佐

ありがとうございます。

全会一致で御賛同をいただきましたので、高山委員の部会長就任を決定させていただきます。それでは高山部会長に御挨拶をいただき、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

部会長よろしくをお願いします。

部会長

改めまして、皆様こんにちは。

尚綱大学の生活科学部から参りました、高山と申します。

この度、部会長に就任することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、熊本地方労働審議会より最低工賃の改正の必要性の有無に関する諮問が付託されましたので、本日は限られた時間ではございますが皆様方と御審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、部会長代理の選出に参りたいと思います。地方労働審議会令第6条7項の規定により「部会長代理は、部会長が指名する」となっておりますので、私から山下委員を指名させていただきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(委員全員 異議なし)

部会長

御承認ありがとうございます。

山下委員よろしくをお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

室長

賃金室の清水といいます。お手元の参考資料6を御確認ください。家内労働部会運営規程になります。第1条で家内労働部会の議事運営は、熊本地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるとされています。

熊本地方労働審議会運営規程についてですが、参考資料4を御確認いただきたいと思います。第5条で会議は原則公開となっております、ただし書きで、公開により個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は会議を非公開とすることができるとあります。

この「会長」のところは、1枚捲っていただいて第7条で読替規定があります。2条から6条までは部会もしくは専門部会について準用すると。ここで「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるというふうにありますので、部会長が非公開と場合によってはできるとなっております。

本日は、会議の公開・非公開につきまして御確認いただければというふうに存じます。

部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がございましたが、会議は原則公開であり、当部会では必要性の有無の審議を付託されており、運営規程のただし書きに該当することはないと思います。よって公開としたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(全委員、異議なし)

部会長

ありがとうございます。それでは会議は公開といたします。

それでは次に移ります。議題2「熊本県最低工賃及び和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果等について」事務局から説明をお願いしたいと思います。

室長

資料1から6について説明させていただきます。

まず資料1です。熊本県内の最低工賃は和服裁縫業、縫製業、電気機械器具製造業の3種類あります。本日審議いただくのは(1)の「和服裁縫業最低工賃」になります。なお、以後ですね、熊本県和服裁縫業最低工賃を「和裁最低工賃」と略称させていただきます。

資料2を御覧ください。最低工賃につきましては3か年計画を策定し改正等の実施を行うこととしております。現在は令和7年度から9年度までの期間とする第15次計画により取組を進めています。

令和7年度は「和裁最低工賃」を審議するとなっております。なお、当該最低工賃は平成13年が最後の改正となっております。

令和8年度は「電気機械器具」、令和9年度は「縫製業」について審議していただく予定となっております。これにつきましては、前年度に実態調査を実施し、その結果を踏まえて翌年度に改正又は廃止、諮問見送りの審議を労働審議会又は家内労働部会に諮ることを計画しております。

本日の和裁最低工賃に関しては、令和6年度に実態調査したものを後ほど説明させていただきます。

次に資料3ですが、熊本県の和裁最低工賃の金額になります。18品目及び規格によってそれぞれ金額が決まっております。

資料4を御覧ください。令和6年度熊本県和裁業家内労働実態調査結果になります。1ページを御覧ください。調査の対象、実施期間等を記載してございます。

2ページを御覧ください。家内労働者の現状ということで、家内労働者あてにアンケートを行い、回答のあった23名の内容をまとめたものです。

少し紹介しますと、年齢構成は50代以上がほとんどで60代以上が約半数となっております。第5表を御覧ください。家内労働における1か月の収入に関しては、2万円以下が約半数となっております。次に第7表を確認していただきますと、家内労働を行う理由について、生活費という回答が圧倒的に多く、他には和裁が好きなどの回答

が 있습니다。第8表では今後も家内労働の仕事についてということで、「今後も続けたい」と「分からない」が半分程度で、「分からない」と回答された理由は、年齢的なものや、仕事そのものが継続してあるのかという不安や、工賃額に対する不満というものが書かれています。

3ページを見ていただいて、第9表—1が過去1年間の委託量の推移です。令和6年度は令和4年度と比べると「増えた」と回答した委託者が0から2に増えており、「減った」の回答が10から6へ減っています。これについてはコロナの影響もなくなり景況が若干変化したということが見られるのかなと思います。

続きまして第10表が今後1年間の委託量の推移です。これについては前回調査と今回調査との変化はあまり感じられません。

第11表は委託業務量の増減が、委託工賃の決定に影響するのかということですが、「影響しない」という回答のみでした。これは工賃が決まっているので委託する量の多い少ないで工賃は変わりませんよということだと思います。

4ページをお願いします。工賃決定の際の委託者が重視する事項についてです。「世間相場」が一番多く、「最低工賃」を指標にしているというのが大体2割前後、それから類似の常用労働者や物価というものを考慮しますというところが若干見られるという結果になっております。

その下、第13表—1ですが、令和4年10月以降の工賃を改訂しましたか、という質問に対して、「改定した」と回答したところが、令和4年は3件が令和6年は6件と倍増しております。「改定した」という回答と「改定していない」という回答は半々の割合でございました。

第13表—2が「改定」したと回答したところの「改定理由」ですが、「世間相場が上がったから」と「物価が上昇したから」がいずれも2件で残りの2件は「家内労働者からの要望」と「その他」のそれぞれ1件ずつでした。

一番下が家内労働者の最低工賃に対する考えですが、「もっと高くしてほしい」というものが圧倒的に多く23名中16名が選択しています。

5ページは「業界の現状、今後の見通し、家内労働者の工賃に関しての意見」ということで、委託者に意見を求めたところ、工賃に対する意見というのはなく、そもそも着物を着る人が減って業界そのものが非常に厳しいんだというような意見が多く書かれています。

6ページが、家内労働者に「家内労働に関する意見」を聞いてみると、工賃に対する不満や、工賃を上げてほしいという要望が多く見受けられるという状況です。

7ページを御覧ください。第15表—1です。これは委託者への調査ですが、18ある品目について、委託者が支払っている額を左側の金額の階級別にまとめたものです。数字が委託者の数となります。黄色の部分が各品目の委託者の平均額の価格帯になります。ピンクが最低工賃額の価格帯です。赤い枠が令和4年の前回調査時の平均額の価格帯です。

この表を見て問題なのは、最低工賃額の価格帯であるピンクよりも下の価格帯に数字が入っているということで、最低工賃額に満たない工賃を支払っていることを意味しています。

なお、この件につきましては、前回の熊本地方労働審議会では会長から周知徹底を求められており、委託者に義務付けられている毎年4月に出してもらった委託状況届の際

に話をしたり、別途、労働局から最低工賃の順守に関して通知を送ったり、訪問も行い周知を図っている状況です。

8ページの第15表-2は、第15表-1の内容を家内労働者あてに調査したものになります。大体似たような傾斜を辿っていると思います。

続きまして9ページから11ページについてですが「品目、規格別工賃、仕立時間等の状況」を調査したものになります。左側、上から順に仕立工賃1枚当たりの最高額、最低額、平均額、そして仕立時間の最長、最短、平均を書いています。その2つ下の1時間当たり仕立工賃額については、平均の仕立額を平均の時間額で割ったものを記載しております。見ると、最低賃金の952円より低いものもありますが、最低工賃に関しては、完成させて納めていくらなので、時間額という概念がなく、最低賃金額を下回ることもありうるようになるかと思えます。

続きまして、12ページから14ページを説明させていただきます。これは、委託者1から委託者14まで、それぞれに確認した各品目の工賃額を、令和4年と令和6年と比較したものになります。例えば12ページの右上の品目ですと、委託者1の前回調査時の平均額は30,000円ですが、令和6年時調査の平均額は28,000円ですので、平均額が前回比マイナス6.7%となっています。全部の品目をみまると、平均工賃に関しては上昇傾向が見られるというような状況になります。

15ページは和裁工賃額の推移になります。表の2段目に発効日を記載しておりますが、一番右を見てください。平成13年4月21日と記載しておりますが、この日が直近の改正発効日です。それまでは大体2年おきに改正しております。

16ページは、和裁の最低工賃の県別比較になります。前回調査を行った令和4年時は、全国8都道府県で同様の最低工賃が定められておりましたが、右側の黒抜きにしているとおおり、長崎と山口は令和6年調査時には廃止にしております。

令和以降に改正したのは、令和6年調査時は鳥取だけでしたが、今年度になり広島も改正しております。

17ページ、18ページを御覧ください、それぞれの品目に8都道府県の工賃額と平均額をグラフにしたものです。一番上のバーが平均で、2本目のバーが熊本の工賃額になります。18品目中11品目で熊本は、全国平均よりも低い工賃額という状況になっております。

続きまして19ページを御覧ください。委託者と家内労働者数の推移になります。委託者、労働者ともに、平成時代はいずれも減少傾向でしたが、令和以降は大体横ばいとなっています。令和6年調査時点で委託者が13件、家内労働者が51人というふうになっています。

次の資料が、先ほど申しあげました、今年度改正されました広島県の和裁最低工賃の改正内容になります。令和7年8月27日に改正されております。

次に、最後になりますが資料6です。最低工賃決定の手順になります。

この資料では関係家内労働者・委託者の申出となっておりますが、申出はほとんどなく、3か年計画に基づいて、労働局長から地方労働審議会へ諮問させていただいて、この表のような経過を辿りまして、効力発生というような流れになっております。

私の方からは説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がございましたが、何か御質問等はございますか。

(特段なし)

部会長

特にございませんか。ありがとうございました。

それでは、次に議題3「熊本県和服裁縫業最低工賃の改正の必要性について」に移ります。

只今の事務局からの説明を踏まえまして、労使委員の先生方、公益委員の先生方から何か御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(山本委員 挙手)

部会長

山本委員どうぞ。

山本委員

御説明ありがとうございました。

平成13年の改正が最後ということでございます。周辺の物価の状況であったり、労働者の皆様方は当然のことながら、委託者の皆様方もこのままでは業界そのものが衰退していく。委託にまわせるお金がないにしても、その辺をしっかりとしなければ技術者も減っていくし、衰退していく、そのようなコメントなども調査資料の5ページにございますので、私どもとしましては、今回、審議を行って改正するというのが妥当ではないかと思っております。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

労働者側からの御意見でございましたが、使用者側からの御意見は如何でしょうか。

(使用者側委員 特に反対意見はなく賛同)

部会長

ありがとうございます。

公益の先生方からは特にございませんか。

(公益委員 異議なし)

部会長

ありがとうございました。

それでは、改正決定の必要性はありということで、全会一致ということでよろしいでしょうか。

(全委員 異議なし)

部会長

ありがとうございます。

それでは本部会の結論としましては、熊本県和服裁縫業最低工賃について改正決定する必要があるとの結論に達しましたので、今後の手続きについて事務局からお願いいたします。

室長

参考資料4の熊本地方労働審議会運営規程第10条に基づき、部会の議決をもって審議会の議決となっておりますので、本専門部会より報告書と答申文をいただきたいと思っております。

部会長

それでは、報告書及び答申文を作成しますので、事務局は報告書及び答申文の(案)の御準備をお願いいたします。

(報告書(案)及び答申文(案)配付)

部会長

お手元に報告書及び答申文の(案)が配付されましたでしょうか。
それでは、事務局から朗読をお願いします

室長

それでは朗読します。
まずは報告書(案)です。

(案)

令和7年11月21日

熊本地方労働審議会
会長 小葉 武史 殿

熊本地方労働審議会家内労働部会
部会長 高山 仁子

熊本県和服裁縫業に係る最低工賃の改正決定の必要性の有無について(報告)

当専門部会は、令和7年11月21日熊本地方労働審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、熊本県和服裁縫業最低工賃について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

続きまして答申文（案）です。

（案）

令和7年11月21日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方労働審議会
会長 小葉 武史

熊本県和服裁縫業に係る最低工賃の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年11月21日熊労発基1121第1号をもって諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、熊本県和服裁縫業最低工賃について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

部会長

ただ今の報告書（案）及び答申文（案）について、何か御意見はありませんか。

（委員全員 異議なし）

部会長

はい、ありがとうございます。それでは御承認をいただきましたので、それぞれ（案）の案を取っていただき、報告書は事務局を通じ会長に報告したいと思います。答申文は労働局長の代理として労働基準部長に手交したいと思います。

それでは基準部長、よろしく願いいたします。

（部会長より労働基準部長へ手交）

部会長

それでは次の議題に移ります。

議題4「その他」について事務局から説明をお願いします。

室長

今後の手続きについて説明いたします。

本日、参考資料4の審議会運営規程10条に基づき、審議会委員である部会長から改正の必要性ありの答申をいただきましたので、お手元の当日配布資料「家内労働部会及び最低工賃専門部会の解釈図」及び資料6を御確認ください。

今後、最低工賃額の改正に関する諮問を熊本地方労働審議会に行います。同審議会
は調査審議のため、家内労働法第 21 条第 1 項に基づき最低工賃専門部会を設置する
こととなります。それから関係家内労働者・委託者の意見聴取の公示を行います。

専門部会の委員及び臨時委員は、審議会令 7 条で会長が指名することとなっており
ますので、12 月中に家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員の選定を行う
予定です。

最低工賃専門部会は 1 月から 2 月くらいに 2 回から 3 回の審議を行い、諸手続きを
経て、来年 4・5 月頃に発効との手順を踏みたいと考えております。

部会長

ありがとうございました。ただ今の御説明について、御質問はありませんか。

(特段なし)

ないようでしたら、基準部長より一言御挨拶があると聞いております。

基準部長よろしくお祈いします。

部長

労働基準部長の斉藤でございます。

家内労働部会委員の皆様におかれましては、お忙しい中本審に続き、本部会におき
まして「熊本県和服裁縫業最低工賃の改正の必要性の有無」について御審議を賜りま
して大変ありがとうございました。

先ほど高山部会長から頂戴しました「改正の必要性あり」との答申を局長に報告の
上、賃金室長から説明させていただきましたとおり、本答申を踏まえ、速やかに「熊
本県和服裁縫業最低工賃の改正」につきまして、局長から熊本地方労働審議会に諮問
させていただきます。

その後、所要の手続きを経て「最低工賃専門部会」を設置し、当部会において金額
等の御審議をお願いしたいと思います。

家内労働部会委員の皆様におかれましては、最低工賃専門部会の委員もお願いさせ
ていただくかもしれませんが、その際は御協力を賜りますと幸いです。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

部会長

ありがとうございました。

それでは最後に議事録及び資料の公開について事務局からよろしくお祈いします。

室長

参考資料 4 を御確認ください。審議会運営規程第 6 条には審議会の議事録、資料は
原則公開となっており、ただし書きで、公開により個人情報保護に支障を及ぼすお
それがある場合や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は
会議を非公開とすることができるとあります。

また、同 3 項に議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開することとな
っております。

第 6 条は、第 7 条で部会における準用と「会長」は「部会長」と読み替える規定に
なっております。

議事録・会議資料の公開・非公開について御確認いただければと存じます。

部会長

事務局から説明がありましたが、議事録及び資料につきまして、原則公開となっております。ただし書きに該当する事由はないと思われますので、公開としてよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

部会長

それではいずれも公開とします。
以上をもちまして、家内労働部会を終了いたします。
委員の皆様の活発な御審議のおかげで時間内に終わりましたことをお礼申し上げます。
本日はどうもありがとうございました。